

# あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋 田 市 役 所  
編集兼 中 島 修  
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦  
秋田市旭北錦町3番50号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所

## 目 次

### 条 例

- 秋田市功労者等の待遇に関する条例の一部を改正する条例（第37号）…………… 2
- 秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例（第38号）…………… 2
- 秋田市雄和農林漁家高齢者センター条例を廃止する条例（第39号）…………… 2
- 秋田市大森山動物園条例の一部を改正する条例（第40号）… 2
- 秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例（第41号）…………… 2

### 規 則

- 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第45号）…………… 4
- 秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（第46号）…………… 4
- 秋田市雄和農林漁家高齢者センター条例施行規則を廃止する規則（第47号）…………… 5

### 告 示

- 地縁による団体の認可について（第285号）…………… 5
- 住民票の職権消除について（第286号）…………… 5
- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第287号）…………… 5
- 平成20年度、平成22年度および平成23年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第288号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第289号）…………… 6
- 平成23年度秋田県秋田市固定資産税納税通知書の公示送達について（第290号）…………… 6
- 平成23年度第1期および第4期国民健康保険税督促状の公示送達について（第291号）…………… 6
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第292号）… 6
- 住民票の職権消除について（第293号）…………… 6
- 平成23年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第294号）…………… 7
- 平成23年度介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第295号）…………… 7
- 市道路線の区域変更および供用開始について（第296号）… 7
- 秋田市リフレッシュガーデンの指定管理者の指定について（第297号）…………… 7
- 平成23年11月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について（第298号）…………… 7

- 平成23年11月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第299号）……………26
- 秋田市老人福祉センターの指定管理者の指定について（第300号）……………34
- 秋田市老人いきいの家の指定管理者の指定について（第301号）……………34
- 放置自転車等の撤去および保管について（第302号）……………34
- 市税督促状の公示送達について（第303号）……………34
- 市道路線の認定について（第304号）……………34
- 市道路線の区域決定および供用開始について（第305号）…35
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第306号）……………35
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第307号）…35
- 生活保護法による介護機関の指定について（第308号）……………35
- 生活保護法による医療機関の変更について（第309号）……………35
- 住民票の職権消除について（第310条）……………36
- 住民票の職権消除について（第311条）……………36
- 住民票の職権消除について（第312号）……………37
- 住民票の職権消除について（第313号）……………37
- 秋田市公設地方卸売市場の指定管理者の指定について（第314号）……………37

### 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第15号）……………37

### 選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第71号）……………38
- 秋田市選挙管理委員および補充員の異動について（第72号）……………38
- 秋田市選挙管理委員会の委員長選挙において当選した者の住所および氏名について（第73号）……………38

### 農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第18号）……………38

### 上 水 道 局 告 示

- 指定排水設備工事業者の廃止について（第43号）……………38
- 指定排水設備工事業者の指定について（第44号）……………38
- 指定給水装置工事業者の廃止について（第45号）……………38
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第46号）……………39

### 公 告

- 入札参加希望者の公募について……………39
- 都市計画道路の変更について……………39

- 都市計画の変更について……………40
- 都市計画の変更について……………40
- 差押財産の公売について……………40
- 秋田県知事から送付を受けた中通一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について……………41
- 開発行為に関する工事の完了について……………41
- インフルエンザ定期予防接種について……………41
- 農用地利用集積計画について……………41
- 秋田県収用委員会から送付を受けた裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの縦覧について……………41
- 入札参加資格の申請の受付について……………41
- 入札参加資格の申請の受付について……………43
- 放置自転車等の撤去および保管について……………44

上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について……………44
- 入札参加希望者の公募について……………45
- 入札参加希望者の公募について……………46
- 入札参加希望者の公募について……………47
- 一般競争入札の執行について……………49
- 入札参加希望者の公募について……………49
- 入札参加希望者の公募について……………50
- 入札参加希望者の公募について……………51

条 例

秋田市功労者等の待遇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第37号

秋田市功労者等の待遇に関する条例の一部を改正する条例  
秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第1号中「10年以上」を「8年以上」に改める。
- 第9条第3号および第10条中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第38号

秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例

秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「物品」を「事務用機器その他の物品」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 施設の維持管理、設備又は機器の保守管理等に関する契約その他経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、複数

年にわたり契約を締結する必要があるもの  
附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

秋田市雄和農林漁家高齢者センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成23年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第39号

秋田市雄和農林漁家高齢者センター条例を廃止する条例  
秋田市雄和農林漁家高齢者センター条例（平成16年秋田市条例第89号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市大森山動物園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第40号

秋田市大森山動物園条例の一部を改正する条例  
秋田市大森山動物園条例（平成17年秋田市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

区 分		単 位	金 額
個人	一般入園の場合	1人1回につき	700円
	市長が指定した入場券、割引券、会員証等の提示があった場合		600円
	入園日が9月1日および市長が別に定める日である場合		500円
		1人1年間につき	1,200円
団体（20人以上）		1人1回につき	500円

備考

- 1 個人の入園に係る回数券は、5枚組のものにあっては3,000円とし、20枚組のものにあっては10,000円とする。
- 2 中学生以下の入園料は、無料とする。

附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。（経過措置）
- 2 改正後の秋田市大森山動物園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の入園に係る入園料について適用し、同日前の入園に係る入園料については、なお従前の例による。（準備行為）
- 3 改正後の条例に規定する回数券の発行その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第41号

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市道路占用等に関する条例（昭和43年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。  
別表中備考以外の部分を次のように改める。

占用物件		占用料		
		単位	金額（円）	
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	560	
	第2種電柱		860	
	第3種電柱		1,200	
	第1種電話柱		500	
	第2種電話柱		800	
	第3種電話柱		1,100	
	その他の柱類		50	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	
	地下に設ける電線その他の線類		3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490	
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	300	
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	1,000	
	郵便差出箱および信書便差出箱		420	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,000	
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		60	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		90	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300	
	外径が1メートル以上のもの		600	
法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	1,000	
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街および地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		1,000	
	地下に設ける通路		610	
その他のもの		1,000		
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	20	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	200	
政令第7条第1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000
	標識		1本につき1年	800
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20
		その他のもの	1本につき1月	200
	幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000	

	その他のもの		1,000
政令第7条第2号に掲げる工事中施設および同条第3号に掲げる工事中材料		占有面積1平方メートルにつき1月	200
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物および同条第5号に掲げる施設			100
政令第7条第6号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第7号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第8号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額

別表の備考の6中「第7条第10号および第11号」を「第7条第6号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるものおよび同条第11号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**規 則**

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第45号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第46号

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

秋田市児童福祉法施行細則（平成9年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考の2中「」の規定」の次に「ならびに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日厚生労働省雇児発0715第1号）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市児童福祉法施行細則の規定は、平成23年分の所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定から適用し、平成22年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定については、なお従前の例による。

秋田市雄和農林漁家高齢者センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第47号

秋田市雄和農林漁家高齢者センター条例施行規則を廃止する規則

秋田市雄和農林漁家高齢者センター条例施行規則（平成16年秋田市規則第61号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第285号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年12月2日

秋田市長 穂 積 志

1 名称

小鴨町町内会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会所の維持管理
- (4) その目的達成に必要なこと。

3 区域

本会の区域は、秋田市土崎港中央三丁目5番および6番ならびに同土崎港西三丁目9番および10番の区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、秋田市土崎港中央三丁目7番9号に置く。

5 代表者の氏名及び住所

伊藤 國夫

秋田市土崎港西三丁目10番30号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日

平成23年12月2日

秋田市告示第286号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権削除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年12月6日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市飯島松根東町5番42号	壁 屋 英 明
秋田市飯島松根東町5番42号	壁 屋 綾 香

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができま

す。さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます（行政事件訴訟法第8条）。

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第287号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年12月7日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

1 東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社 ローソンHMVエンタテイメント

ローソンチケット本部 本部長 佐々木 宏 司

2 東京都品川区大崎一丁目11番1号

株式会社 エンタテインメントプラス

代表取締役社長 橋 本 行 秀

秋田市告示第288号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年12月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成20年度、平成22年度および平成23年度国民健康保険税納  
税通知書

秋田市告示第289号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定  
により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成23年12月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
戸島・白熊地域融和会
- 2 認可年月日  
平成4年3月11日
- 3 変更があった事項およびその内容
  - (1) 名称  
変更前 戸島、白熊部落融和会  
変更後 戸島・白熊地域融和会
  - (2) 規約に定める目的  
変更前 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うこと  
により、良好な地域社会の維持及び形成に資すること  
を目的とする。
    - 1 戸島、白熊部落の住民相互の連絡協調
    - 2 戸島、白熊部落有地の維持管理
    - 3 戸島、白熊部落の環境整備
    - 4 その他必要な事業
 変更後 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うこと  
により、良好な地域社会の維持及び形成に資すること  
を目的とする。
    - 1 戸島・白熊地域の住民相互の連絡協調
    - 2 戸島・白熊地域有地の維持管理
    - 3 戸島・白熊地域の環境整備
    - 4 その他必要な事業
  - (3) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由  
変更前 本会は、地方自治法第260条の2第15項において  
準用する民法第68条第1項第3号および第4号なら  
びに第2項の規定により解散する。  
変更後 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解  
散する。
- 4 変更年月日  
平成23年12月2日
- 5 変更の理由  
地縁による団体の名称ならびに規約に定める目的および解散  
の事由を改めるため。

秋田市告示第290号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達でき  
なかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の  
2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を  
受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年12月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受ける者の氏名および住所  
秋田市新屋日吉町11番7号  
加藤 健一
- 2 送達する書類  
平成23年度秋田県秋田市固定資産税納税通知書

秋田市告示第291号

次の国民健康保健税督促状は、本人の住所又は居所が明らかで  
ないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226  
号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収  
納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつ  
でも交付する。

平成23年12月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成23年度第1期および第4期国民健康保険税督促状

秋田市告示第292号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規  
定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉  
法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告  
示する。

平成23年12月20日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
小山田 遵	秋田大学医 学部附属病 院	小児科	心臓機能障害 呼吸器機能障害
浅香 力	秋田大学医 学部附属病 院	耳鼻咽喉 科	聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害

秋田市告示第293号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令  
（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民  
票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年12月21日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市飯島鼠田二丁目3番1号 高木荘	佐藤 忠博

（教示）

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知っ  
た日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の  
規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知っ  
た日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の

規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
  - (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます（行政事件訴訟法第8条）。
- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第294号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年12月21日

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	新旧別	路線名	区 域	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	薬師田7号線	秋田市飯島字薬師田90番1地先	100.3	6.0 ~ 7.3
			秋田市飯島字薬師田95番地先		
	新	薬師田7号線	秋田市飯島字薬師田90番1地先	100.3	7.3
			秋田市飯島字薬師田95番2地先		

2 供用開始の期日

平成23年12月21日

3 縦覧期間

平成23年12月21日から平成24年1月4日まで

秋田市告示第297号

秋田市リフレッシュガーデンの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成23年12月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市リフレッシュガーデン
- 2 指定管理者 秋田市御所野地蔵田三丁目1番2号  
財団法人秋田市総合振興公社

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成23年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第295号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年12月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成23年度介護保険料納入通知書  
平成23年度介護保険料督促状

秋田市告示第296号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月21日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

3 指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

秋田市告示第298号

平成23年11月30日の「平成23年11月秋田市議会定例会」において認定を経た決算および要領は、別紙のとおりである。

平成23年12月22日

秋田市長 穂 積 志

## 平成22年度一般会計歳入歳出決算書

## 歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	市 税	43,487,169,000	47,439,273,123	43,628,642,378	192,385,749	3,619,902,520	141,473,378
	1 市民税	18,321,988,000	19,608,658,944	18,407,344,986	69,618,155	1,132,684,727	85,356,986
	2 固定資産税	21,373,440,000	23,836,438,617	21,317,481,967	119,039,994	2,400,560,656	△55,958,033
	3 軽自動車税	480,061,000	524,572,071	480,023,341	3,727,600	40,845,730	△37,659
	4 市たばこ税	1,838,235,000	1,954,323,334	1,954,323,334	0	0	116,088,334
	5 鉱産税	8,322,000	8,618,800	8,618,800	0	0	296,800
	6 特別土地 保有税	2,000	19,363,657	0	0	19,363,657	△2,000
	7 入湯税	31,201,000	30,958,050	30,958,050	0	0	△242,950
	8 事業所税	1,433,920,000	1,456,339,650	1,429,891,900	0	26,447,750	△4,028,100
2	地方譲与税	1,041,559,000	1,069,007,219	1,069,007,219	0	0	27,448,219
	1 地方揮発油 譲与税	280,332,000	295,711,000	295,711,000	0	0	15,379,000
	2 自動車重量 譲与税	698,480,000	709,026,000	709,026,000	0	0	10,546,000
	3 特別とん 譲与税	21,939,000	21,997,500	21,997,500	0	0	58,500
	4 航空機燃料 譲与税	40,808,000	42,272,000	42,272,000	0	0	1,464,000
	5 地方道路 譲与税	0	719	719	0	0	719
3	利子割交付金	120,749,000	128,309,000	128,309,000	0	0	7,560,000
	1 利子割 交付金	120,749,000	128,309,000	128,309,000	0	0	7,560,000
4	配当割交付金	22,057,000	39,910,000	39,910,000	0	0	17,853,000
	1 配当割 交付金	22,057,000	39,910,000	39,910,000	0	0	17,853,000
5	株式等譲渡所得割交付金	10,012,000	9,699,000	9,699,000	0	0	△313,000
	1 株式等 譲渡所得割 交付金	10,012,000	9,699,000	9,699,000	0	0	△313,000
6	地方消費税交付金	3,272,570,000	3,272,570,000	3,272,570,000	0	0	0
	1 地方消費税 交付金	3,272,570,000	3,272,570,000	3,272,570,000	0	0	0
7	ゴルフ場利用税交付金	68,914,000	67,279,975	67,279,975	0	0	△1,634,025



	1 ゴルフ場 利 用 税 交 付 金	68,914,000	67,279,975	67,279,975	0	0	△1,634,025
8	自動車取得税交付金	181,947,000	188,051,000	188,051,000	0	0	6,104,000
	1 自動車取得税 交 付 金	181,947,000	188,051,000	188,051,000	0	0	6,104,000
9	国有提供施設等所在市助成 交付金	8,880,000	8,910,000	8,910,000	0	0	30,000
	1 国有提供施設等 所在市助成 交 付 金	8,880,000	8,910,000	8,910,000	0	0	30,000
10	地方特例交付金	453,449,000	453,449,000	453,449,000	0	0	0
	1 地 方 特 例 交 付 金	453,449,000	453,449,000	453,449,000	0	0	0
11	地方交付税	24,330,674,000	24,630,262,000	24,630,262,000	0	0	299,588,000
	1 地方交付税	24,330,674,000	24,630,262,000	24,630,262,000	0	0	299,588,000
12	交通安全対策特別交付金	106,000,000	84,839,000	84,839,000	0	0	△21,161,000
	1 交通安全対策 特別交付金	106,000,000	84,839,000	84,839,000	0	0	△21,161,000
13	分担金及び負担金	1,140,098,000	1,206,719,363	1,099,572,424	8,568,497	98,578,442	△40,525,576
	1 分 担 金	3,165,000	2,346,960	2,346,960	0	0	△818,040
	2 負 担 金	1,136,933,000	1,204,372,403	1,097,225,464	8,568,497	98,578,442	△39,707,536
14	使用料及び手数料	2,130,855,000	2,216,900,956	2,080,941,088	0	135,959,868	△49,913,912
	1 使 用 料	1,314,699,000	1,403,430,470	1,267,470,602	0	135,959,868	△47,228,398
	2 手 数 料	816,156,000	813,470,486	813,470,486	0	0	△2,685,514
15	国庫支出金	22,370,219,000	21,198,759,058	19,650,839,058	0	1,547,920,000	△ 2,719,379,94 2
	1 国庫負担金	14,810,609,000	13,754,226,827	13,746,735,827	0	7,491,000	△ 1,063,873,17 3
	2 国庫補助金	7,431,536,000	7,341,702,948	5,801,273,948	0	1,540,429,000	△ 1,630,262,05 2
	3 委 託 金	128,074,000	102,829,283	102,829,283	0	0	△25,244,717
16	県支出金	7,688,053,000	7,685,352,843	7,547,977,843	0	137,375,000	△140,075,157
	1 県負担金	2,880,439,000	2,646,573,859	2,646,573,859	0	0	△233,865,141
	2 県補助金	3,984,374,000	4,260,356,539	4,122,981,539	0	137,375,000	138,607,539
	3 委 託 金	823,240,000	778,422,445	778,422,445	0	0	△44,817,555
17	財産収入	273,610,000	417,273,511	412,223,658	0	5,049,853	138,613,658
	1 財 産 運 用 収 入	226,609,000	233,906,082	228,856,229	0	5,049,853	2,247,229

	2 財産売却収入	47,001,000	183,367,429	183,367,429	0	0	136,366,429
18 寄附金		1,592,000	2,733,614	2,733,614	0	0	1,141,614
	1 寄附金	1,592,000	2,733,614	2,733,614	0	0	1,141,614
19 繰入金		4,647,284,000	1,352,852,970	1,240,783,970	0	112,069,000	△3,406,500,030
	1 特別会計繰入金	152,393,000	143,402,000	143,402,000	0	0	△8,991,000
	2 基金繰入金	4,494,891,000	1,209,450,970	1,097,381,970	0	112,069,000	△3,397,509,030
20 繰越金		2,472,772,000	2,472,772,960	2,472,772,960	0	0	960
	1 繰越金	2,472,772,000	2,472,772,960	2,472,772,960	0	0	960
21 諸収入		6,517,456,000	6,461,241,771	6,318,048,118	9,282,548	133,928,876	△199,407,882
	1 延滞金、加算金及び過	28,114,000	43,830,397	43,848,168	0	0	15,734,168
	2 市預金利子	16,762,000	8,923,378	8,923,378	0	0	△7,838,622
	3 貸付金元利収入	5,448,254,000	5,260,055,490	5,247,702,297	0	12,353,193	△200,551,703
	4 受託事業収入	16,067,000	12,137,545	12,137,545	0	0	△3,929,455
	5 雑入	1,008,259,000	1,136,294,961	1,005,436,730	9,282,548	121,575,683	△2,822,270
22 市債		16,591,600,000	12,888,800,000	12,888,800,000	0	0	△3,702,800,000
	1 市債	16,591,600,000	12,888,800,000	12,888,800,000	0	0	△3,702,800,000
歳入合計		136,937,519,000	133,294,966,363	127,295,621,305	210,236,794	5,790,783,559	△9,641,897,695

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 議会費		703,033,000	684,422,240	0	18,610,760	18,610,760
	1 議会費	703,033,000	684,422,240	0	18,610,760	18,610,760
2 総務費		21,021,742,000	19,332,162,975	558,393,000	1,131,186,025	1,689,579,025
	1 総務管理費	18,596,409,000	17,380,377,889	558,393,000	657,638,111	1,216,031,111
	2 徴税費	1,463,571,000	1,096,832,778	0	366,738,222	366,738,222
	3 戸籍住民基本台帳費	394,670,000	388,707,464	0	5,962,536	5,962,536
	4 選挙費	244,116,000	178,696,599	0	65,419,401	65,419,401
	5 統計調査費	225,987,000	193,585,058	0	32,401,942	32,401,942

	6 監査委員費	96,989,000	93,963,187	0	3,025,813	3,025,813
3 民生費		42,123,619,000	39,546,908,680	235,333,000	2,341,377,320	2,576,710,320
	1 社会福祉費	17,815,965,000	16,922,955,444	160,578,000	732,431,556	893,009,556
	2 児童福祉費	13,962,859,000	12,808,751,904	74,755,000	1,079,352,096	1,154,107,096
	3 生活保護費	10,280,271,000	9,753,502,545	0	526,768,455	526,768,455
	4 国民年金費	62,374,000	60,148,787	0	2,225,213	2,225,213
	5 災害救助費	2,150,000	1,550,000	0	600,000	600,000
4 衛生費		12,328,258,000	11,215,361,239	529,165,000	583,731,761	1,112,896,761
	1 環境衛生費	2,409,012,000	1,796,231,906	529,165,000	83,615,094	612,780,094
	2 保健所費	2,253,283,000	2,014,687,813	0	238,595,187	238,595,187
	3 清掃費	6,075,012,000	5,819,366,175	0	255,645,825	255,645,825
	4 病院費	1,235,053,000	1,235,053,000	0	0	0
	5 上水道費	196,770,000	196,770,000	0	0	0
	6 食肉衛生検査所費	159,128,000	153,252,345	0	5,875,655	5,875,655
5 労働費		485,139,000	449,771,288	0	35,367,712	35,367,712
	1 労働諸費	485,139,000	449,771,288	0	35,367,712	35,367,712
6 農林水産業費		2,150,603,000	1,929,480,047	60,134,000	160,988,953	221,122,953
	1 農業費	1,251,587,000	1,042,607,946	60,134,000	148,845,054	208,979,054
	2 農業集落排水費	520,927,000	520,927,000	0	0	0
	3 林業費	378,089,000	365,945,101	0	12,143,899	12,143,899
7 商工費		6,633,372,000	6,212,861,148	34,904,000	385,606,852	420,510,852
	1 商工費	6,633,372,000	6,212,861,148	34,904,000	385,606,852	420,510,852
8 土木費		18,870,801,000	15,252,039,102	2,078,079,000	1,540,682,898	3,618,761,898
	1 土木管理費	442,455,000	337,107,860	11,802,000	93,545,140	105,347,140
	2 道路橋りょう費	6,607,535,000	4,661,226,595	1,076,873,000	869,435,405	1,946,308,405
	3 河川費	165,707,000	124,181,604	31,214,000	10,311,396	41,525,396
	4 港湾費	173,195,000	163,455,164	0	9,739,836	9,739,836

	5 都市計画費	5,416,921,000	4,293,606,441	944,664,000	178,650,559	1,123,314,559
	6 下水道費	5,078,829,000	5,078,829,000	0	0	0
	7 住宅費	986,159,000	593,632,438	13,526,000	379,000,562	392,526,562
9 消防費		3,827,040,000	3,663,757,756	78,166,000	85,116,244	163,282,244
	1 消防費	3,827,040,000	3,663,757,756	78,166,000	85,116,244	163,282,244
10 教育費		12,908,888,000	11,572,271,095	777,094,000	559,522,905	1,336,616,905
	1 教育総務費	2,127,874,000	2,107,928,903	0	19,945,097	19,945,097
	2 小学校費	3,642,107,000	3,178,794,258	251,887,000	211,425,742	463,312,742
	3 中学校費	2,346,996,000	1,821,775,959	394,114,000	131,106,041	525,220,041
	4 高等学校費	919,045,000	818,934,856	66,000,000	34,110,144	100,110,144
	5 社会教育費	2,202,131,000	2,111,114,234	4,382,000	86,634,766	91,016,766
	6 保健体育費	790,776,000	739,870,206	0	50,905,794	50,905,794
	7 専修学校費	109,332,000	99,528,375	0	9,803,625	9,803,625
	8 短期大学費	770,627,000	694,324,304	60,711,000	15,591,696	76,302,696
11 災害復旧費		207,087,000	110,897,267	67,451,000	28,738,733	96,189,733
	1 農林水産施設 災害復旧費	106,612,000	58,228,792	31,248,000	17,135,208	48,383,208
	2 公共土木施設 災害復旧費	100,473,000	52,668,475	36,203,000	11,601,525	47,804,525
	3 教育施設 災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000
12 公債費		15,634,670,000	15,597,838,213	0	36,831,787	36,831,787
	1 公債費	15,634,670,000	15,597,838,213	0	36,831,787	36,831,787
13 諸支出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 雑支出	1,000	0	0	1,000	1,000
14 予備費		43,266,000	0	0	43,266,000	43,266,000
	1 予備費	43,266,000	0	0	43,266,000	43,266,000
歳出合計		136,937,519,000	125,567,771,050	4,418,719,000	6,951,028,950	11,369,747,950

歳入歳出差引残額 1,727,850,255円

## 平成22年度土地区画整理会計歳入歳出決算書

## 歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	国庫支出金	573,960,000	573,960,000	421,039,000	0	152,921,000	△152,921,000
	1 国庫補助金	573,960,000	573,960,000	421,039,000	0	152,921,000	△152,921,000
2	換地清算金	1,000	3,690,424	500,495	0	3,189,929	499,495
	1 換地清算金	1,000	3,690,424	500,495	0	3,189,929	499,495
3	財産収入	2,491,000	10,550,897	8,634,168	0	1,916,729	6,143,168
	1 財産売払 収 入	2,491,000	10,550,897	8,634,168	0	1,916,729	6,143,168
4	繰入金	1,131,240,000	1,131,240,000	871,371,000	0	259,869,000	△259,869,000
	1 繰入金	1,131,240,000	1,131,240,000	871,371,000	0	259,869,000	△259,869,000
5	繰越金	11,180,000	98,276,065	98,276,065	0	0	87,096,065
	1 繰越金	11,180,000	98,276,065	98,276,065	0	0	87,096,065
歳入合計		1,718,872,000	1,817,717,386	1,399,820,728	0	417,896,658	△319,051,272

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	事業費	1,716,372,000	1,300,592,798	412,790,000	2,989,202	415,779,202
	1 土地区画 整理費	1,716,372,000	1,300,592,798	412,790,000	2,989,202	415,779,202
2	公債費	1,500,000	139,068	0	1,360,932	1,360,932
	1 公債費	1,500,000	139,068	0	1,360,932	1,360,932
3	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳出合計		1,718,872,000	1,300,731,866	412,790,000	5,350,134	418,140,134

歳入歳出差引残額 99,088,862円

## 平成22年度市有林会計歳入歳出決算書

## 歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	県支出金	17,158,000	15,631,444	15,631,444	0	0	△1,526,556
	1 県補助金	17,158,000	15,631,444	15,631,444	0	0	△1,526,556
2	財産収入	4,276,000	8,574,291	8,574,291	0	0	4,298,291
	1 財産運用 収 入	3,409,000	3,411,201	3,411,201	0	0	2,201
	2 財産売払 収 入	645,000	2,084,516	2,084,516	0	0	1,439,516
	3 分収林収入	222,000	3,078,574	3,078,574	0	0	2,856,574
3	繰入金	113,525,000	113,525,000	113,525,000	0	0	0
	1 繰入金	113,525,000	113,525,000	113,525,000	0	0	0
4	繰越金	1,000	33,016,409	33,016,409	0	0	33,015,409
	1 繰越金	1,000	33,016,409	33,016,409	0	0	33,015,409
5	諸収入	301,000	131,012	131,012	0	0	△169,988
	1 雑 入	301,000	131,012	131,012	0	0	△169,988
6	市 債	11,100,000	10,300,000	10,300,000	0	0	△800,000
	1 市 債	11,100,000	10,300,000	10,300,000	0	0	△800,000
	歳 入 合 計	146,361,000	181,178,156	181,178,156	0	0	34,817,156

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	28,282,000	28,104,184	0	177,816	177,816
	1 総務管理費	28,282,000	28,104,184	0	177,816	177,816
2	事業費	36,335,000	31,533,193	0	4,801,807	4,801,807
	1 造林事業費	36,335,000	31,533,193	0	4,801,807	4,801,807
3	公債費	79,646,000	79,016,336	0	629,664	629,664
	1 公債費	79,646,000	79,016,336	0	629,664	629,664
4	諸支出金	1,898,000	1,894,786	0	3,214	3,214

	1 分収交付金	1,898,000	1,894,786	0	3,214	3,214
5 予 備 費		200,000	0	0	200,000	200,000
	1 予 備 費	200,000	0	0	200,000	200,000
歳 出 合 計		146,361,000	140,548,499	0	5,812,501	5,812,501

歳入歳出差引残額 40,629,657円

平成22年度市営墓地会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	使用料及び手数料	35,632,000	33,352,257	33,275,871	0	76,386	△2,356,129
	1 使 用 料	18,113,000	15,760,170	15,760,170	0	0	△2,352,830
	2 手 数 料	17,519,000	17,592,087	17,515,701	0	76,386	△3,299
2	繰 入 金	281,789,000	218,210,273	155,837,273	0	62,373,000	△125,951,727
	1 繰 入 金	281,789,000	218,210,273	155,837,273	0	62,373,000	△125,951,727
3	繰 越 金	1,000	5,312,415	5,312,415	0	0	5,311,415
	1 繰 越 金	1,000	5,312,415	5,312,415	0	0	5,311,415
4	諸 収 入	47,000	38,674	38,674	0	0	△8,326
	1 雑 入	47,000	38,674	38,674	0	0	△8,326
歳 入 合 計		317,469,000	256,913,619	194,464,233	0	62,449,386	△123,004,767

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総 務 費	34,580,000	28,074,170	2,809,000	3,696,830	6,505,830
	1 総務管理費	34,579,000	28,074,170	2,809,000	3,695,830	6,504,830
	2 繰 出 費	1,000	0	0	1,000	1,000
2	事 業 費	281,789,000	155,837,273	62,373,000	63,578,727	125,951,727
	1 事 業 費	281,789,000	155,837,273	62,373,000	63,578,727	125,951,727
3	公 債 費	100,000	17,761	0	82,239	82,239
	1 公 債 費	100,000	17,761	0	82,239	82,239

4 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳出合計	317,469,000	183,929,204	65,182,000	68,357,796	133,539,796

歳入歳出差引残額 10,535,029円

## 平成22年度中央卸売市場会計歳入歳出決算書

## 歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	使用料及び手数料	244,502,000	249,962,421	246,076,621	0	3,885,800	1,574,621
	1 使用料	244,501,000	249,955,821	246,070,021	0	3,885,800	1,569,021
	2 手数料	1,000	6,600	6,600	0	0	5,600
2	繰入金	150,404,000	131,404,000	131,404,000	0	0	△19,000,000
	1 繰入金	150,404,000	131,404,000	131,404,000	0	0	△19,000,000
3	繰越金	1,000	27,198,614	27,198,614	0	0	27,197,614
	1 繰越金	1,000	27,198,614	27,198,614	0	0	27,197,614
4	諸収入	178,398,000	178,787,778	175,432,571	0	3,355,207	△2,965,429
	1 貸付金 元利収入	80,160,000	80,079,780	80,079,780	0	0	△80,220
	2 雑収入	98,238,000	98,707,998	95,352,791	0	3,355,207	△2,885,209
	歳入合計	573,305,000	587,352,813	580,111,806	0	7,241,007	6,806,806

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	391,964,000	370,012,750	0	21,951,250	21,951,250
	1 総務管理費	391,964,000	370,012,750	0	21,951,250	21,951,250
2	公債費	180,841,000	179,884,706	0	956,294	956,294
	1 公債費	180,841,000	179,884,706	0	956,294	956,294
3	予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
	歳出合計	573,305,000	549,897,456	0	23,407,544	23,407,544

歳入歳出差引残額 30,214,350円



## 平成22年度大森山動物園会計歳入歳出決算書

## 歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	使用料及び手数料	81,241,000	64,450,072	64,450,072	0	0	△16,790,928
	1 使用料	81,241,000	64,450,072	64,450,072	0	0	△16,790,928
2	寄附金	1,000	1,090,000	1,090,000	0	0	1,089,000
	1 寄附金	1,000	1,090,000	1,090,000	0	0	1,089,000
3	繰入金	503,841,000	491,048,000	470,449,000	0	20,599,000	△33,392,000
	1 繰入金	503,841,000	491,048,000	470,449,000	0	20,599,000	△33,392,000
4	繰越金	1,000	2,999,055	2,999,055	0	0	2,998,055
	1 繰越金	1,000	2,999,055	2,999,055	0	0	2,998,055
5	諸収入	7,454,000	7,080,989	7,080,989	0	0	△373,011
	1 雑入	7,454,000	7,080,989	7,080,989	0	0	△373,011
歳入合計		592,538,000	566,668,116	546,069,116	0	20,599,000	△46,468,884

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	383,015,000	357,055,811	0	25,959,189	25,959,189
	1 総務管理費	383,015,000	357,055,811	0	25,959,189	25,959,189
2	公債費	36,189,000	36,026,685	0	162,315	162,315
	1 公債費	36,189,000	36,026,685	0	162,315	162,315
3	予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
4	事業費	172,834,000	151,584,370	20,599,000	650,630	21,249,630
	1 動物園 施設整備費	172,834,000	151,584,370	20,599,000	650,630	21,249,630
歳出合計		592,538,000	544,666,866	20,599,000	27,272,134	47,871,134

歳入歳出差引残額 1,402,250円

## 平成22年度廃棄物発電会計歳入歳出決算書

## 歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	発電収入	190,854,000	179,773,285	179,773,285	0	0	△11,080,715
	1 発電収入	190,854,000	179,773,285	179,773,285	0	0	△11,080,715
2	繰越金	1,000	53,201	53,201	0	0	52,201
	1 繰越金	1,000	53,201	53,201	0	0	52,201
歳入合計		190,855,000	179,826,486	179,826,486	0	0	△11,028,514

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	総務費	18,013,000	16,473,600	0	1,539,400	1,539,400
	1 総務管理費	18,013,000	16,473,600	0	1,539,400	1,539,400
2	繰出金	105,890,000	96,900,000	0	8,990,000	8,990,000
	1 一般会計繰出金	105,890,000	96,900,000	0	8,990,000	8,990,000
3	公債費	66,952,000	66,451,246	0	500,754	500,754
	1 公債費	66,952,000	66,451,246	0	500,754	500,754
歳出合計		190,855,000	179,824,846	0	11,030,154	11,030,154

歳入歳出差引残額 1,640円

## 平成22年度国民健康保険事業会計歳入歳出決算書

## 歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	国民健康保険税	6,028,362,000	11,106,273,422	6,018,167,668	822,388,141	4,267,530,913	△10,194,332
	1 国民健康保険税	6,028,362,000	11,106,273,422	6,018,167,668	822,388,141	4,267,530,913	△10,194,332
2	使用料及び手数料	1,000	1,500	1,500	0	0	500
	1 手数料	1,000	1,500	1,500	0	0	500
3	国庫支出金	7,546,326,000	7,215,708,487	7,215,708,487	0	0	△330,617,513
	1 国庫負担金	5,205,841,000	5,160,268,606	5,160,268,606	0	0	△45,572,394

	2 国庫補助金	2,340,485,000	2,055,439,881	2,055,439,881	0	0	△285,045,119
4	療養給付費交付金	1,840,615,000	1,663,623,402	1,663,623,402	0	0	△176,991,598
	1 療養給付費交付金	1,840,615,000	1,663,623,402	1,663,623,402	0	0	△176,991,598
5	前期高齢者交付金	8,311,716,000	8,311,716,090	8,311,716,090	0	0	90
	1 前期高齢者交付金	8,311,716,000	8,311,716,090	8,311,716,090	0	0	90
6	県支出金	1,371,233,000	1,233,611,834	1,233,611,834	0	0	△137,621,166
	1 県負担金	240,285,000	211,575,834	211,575,834	0	0	△28,709,166
	2 県補助金	1,130,948,000	1,022,036,000	1,022,036,000	0	0	△108,912,000
7	共同事業交付金	4,672,576,000	4,591,537,876	4,591,537,876	0	0	△81,038,124
	1 共同事業交付金	4,672,576,000	4,591,537,876	4,591,537,876	0	0	△81,038,124
8	財産収入	1,270,000	578,312	578,312	0	0	△691,688
	1 財産運用収入	1,270,000	578,312	578,312	0	0	△691,688
9	繰入金	2,182,056,000	2,081,564,138	2,081,564,138	0	0	△100,491,862
	1 一般会計繰入金	2,182,056,000	2,081,564,138	2,081,564,138	0	0	△100,491,862
10	繰越金	746,342,000	746,342,410	746,342,410	0	0	410
	1 繰越金	746,342,000	746,342,410	746,342,410	0	0	410
11	諸収入	7,738,000	23,241,093	22,885,002	0	356,091	15,147,002
	1 延滞金、加算金及び過料	1,434,000	3,641,714	3,641,714	0	0	2,207,714
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000
	3 雑収入	6,303,000	19,599,379	19,243,288	0	356,091	12,940,288
	歳入合計	32,708,235,000	36,974,198,564	31,885,736,719	822,388,141	4,267,887,004	△822,498,281

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	総務費	267,363,000	254,129,939	0	13,233,061	13,233,061
	1 総務管理費	149,129,000	147,013,617	0	2,115,383	2,115,383
	2 徴税費	115,726,000	105,074,043	0	10,651,957	10,651,957

	3 運 協 議 会 費	335,000	151,900	0	183,100	183,100
	4 収 納 率 向 上 特 別 対 策 事 業 費	2,173,000	1,890,379	0	282,621	282,621
2 保 險 給 付 費		22,201,070,000	21,016,278,978	0	1,184,791,022	1,184,791,022
	1 療 養 諸 費	19,913,807,000	18,737,749,892	0	1,176,057,108	1,176,057,108
	2 高 額 療 養 費	2,174,211,000	2,167,099,433	0	7,111,567	7,111,567
	3 移 送 費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 出 産 育 児 諸 費	88,250,000	87,379,653	0	870,347	870,347
	5 葬 祭 諸 費	24,800,000	24,050,000	0	750,000	750,000
3 後 期 高 齡 者 支 援 金 等		3,137,654,000	3,137,305,395	0	348,605	348,605
	1 後 期 高 齡 者 支 援 金 等	3,137,654,000	3,137,305,395	0	348,605	348,605
4 前 期 高 齡 者 納 付 金 等		5,382,000	5,381,493	0	507	507
	1 前 期 高 齡 者 納 付 金 等	5,382,000	5,381,493	0	507	507
5 老 人 保 健 拠 出 金		33,810,000	33,809,061	0	939	939
	1 老 人 保 健 拠 出 金	33,810,000	33,809,061	0	939	939
6 介 護 納 付 金		1,345,177,000	1,345,176,786	0	214	214
	1 介 護 納 付 金	1,345,177,000	1,345,176,786	0	214	214
7 共 同 事 業 拠 出 金		4,744,635,000	4,245,456,176	0	499,178,824	499,178,824
	1 共 同 事 業 拠 出 金	4,744,635,000	4,245,456,176	0	499,178,824	499,178,824
8 保 健 事 業 費		206,445,000	187,261,675	0	19,183,325	19,183,325
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	113,173,000	104,343,968	0	8,829,032	8,829,032
	2 保 健 事 業 費	93,272,000	82,917,707	0	10,354,293	10,354,293
9 基 金 積 立 金		401,270,000	400,579,000	0	691,000	691,000
	1 基 金 積 立 金	401,270,000	400,579,000	0	691,000	691,000
10 公 債 費		10,000,000	324,404	0	9,675,596	9,675,596
	1 公 債 費	10,000,000	324,404	0	9,675,596	9,675,596
11 諸 支 出 金		188,970,000	167,555,901	0	21,414,099	21,414,099
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	188,969,000	167,555,901	0	21,413,099	21,413,099

	2 一部負担金	1,000	0	0	1,000	1,000
12 予 備 費		166,459,000	0	0	166,459,000	166,459,000
	1 予 備 費	166,459,000	0	0	166,459,000	166,459,000
歳 出 合 計		32,708,235,000	30,793,258,808	0	1,914,976,192	1,914,976,192

歳入歳出差引残額 1,092,477,911円

## 平成22年度老人保健医療事業会計歳入歳出決算書

## 歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 支払基金交付金		0	951,000	951,000	0	0	951,000
	1 支払基金 交 付 金	0	951,000	951,000	0	0	951,000
2 国庫支出金		0	0	0	0	0	0
	1 国庫負担金	0	0	0	0	0	0
3 県支出金		0	0	0	0	0	0
	1 県負担金	0	0	0	0	0	0
4 繰入金		13,234,000	6,290,257	6,290,257	0	0	△6,943,743
	1 繰入金	13,234,000	6,290,257	6,290,257	0	0	△6,943,743
5 繰越金		49,160,000	49,160,566	49,160,566	0	0	566
	1 繰越金	49,160,000	49,160,566	49,160,566	0	0	566
6 諸収入		3,000	764,948	532,657	0	232,291	529,657
	1 雑収入	3,000	764,948	532,657	0	232,291	529,657
歳入合計		62,397,000	57,166,771	56,934,480	0	232,291	△5,462,520

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		1,364,000	1,002,142	0	361,858	361,858
	1 総務管理費	1,364,000	1,002,142	0	361,858	361,858
2 医療諸費		4,397,000	2,304,157	0	2,092,843	2,092,843
	1 医療諸費	4,397,000	2,304,157	0	2,092,843	2,092,843

3 公 債 費		100,000	0	0	100,000	100,000
1 公 債 費		100,000	0	0	100,000	100,000
4 諸 支 出 金		7,128,000	7,126,181	0	1,819	1,819
1 償還金及び 還付加算金		7,128,000	7,126,181	0	1,819	1,819
5 予 備 費		2,906,000	0	0	2,906,000	2,906,000
1 予 備 費		2,906,000	0	0	2,906,000	2,906,000
6 繰 出 金		46,502,000	46,502,000	0	0	0
1 一般会計 繰 出 金		46,502,000	46,502,000	0	0	0
歳 出 合 計		62,397,000	56,934,480	0	5,462,520	5,462,520

歳入歳出差引残額 0円

## 平成22年度母子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 繰 入 金		1,829,000	963,362	963,362	0	0	△865,638
1 繰 入 金		1,829,000	963,362	963,362	0	0	△865,638
2 繰 越 金		38,808,000	89,558,249	89,558,249	0	0	50,750,249
1 繰 越 金		38,808,000	89,558,249	89,558,249	0	0	50,750,249
3 諸 収 入		44,727,000	87,620,429	41,867,975	0	45,752,454	△2,859,025
1 貸 付 金 元 利 収 入		44,726,000	85,059,729	41,719,975	0	43,339,754	△3,006,025
2 雑 入		1,000	2,560,700	148,000	0	2,412,700	147,000
4 市 債		1,000	0	0	0	0	△1,000
1 市 債		1,000	0	0	0	0	△1,000
歳 入 合 計		85,365,000	178,142,040	132,389,586	0	45,752,454	47,024,586

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 母子寡婦福祉資金貸付事業 費		78,837,000	64,650,823	0	14,186,177	14,186,177
1 母子寡婦 福祉資金 貸付事業費		78,837,000	64,650,823	0	14,186,177	14,186,177

2 公 債 費	6,528,000	6,027,869	0	500,131	500,131
1 公 債 費	500,000	539	0	499,461	499,461
2 母子寡婦 福祉資金貸付 事業債償還金	6,028,000	6,027,330	0	670	670
歳 出 合 計	85,365,000	70,678,692	0	14,686,308	14,686,308

歳入歳出差引残額 61,710,894円

平成22年度介護保険事業会計歳入歳出決算書  
(保 険 事 業 勘 定)

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 保 險 料		3,755,732,000	3,940,898,134	3,773,446,078	50,528,696	120,854,607	17,714,078
1 介護保険料		3,755,732,000	3,940,898,134	3,773,446,078	50,528,696	120,854,607	17,714,078
2 手 数 料		1,000	0	0	0	0	△1,000
1 手 数 料		1,000	0	0	0	0	△1,000
3 国庫支出金		5,374,574,000	5,325,666,763	5,325,666,763	0	0	△48,907,237
1 国庫負担金		4,017,557,000	3,898,890,000	3,898,890,000	0	0	△118,667,000
2 国庫補助金		1,357,017,000	1,426,776,763	1,426,776,763	0	0	69,759,763
4 支払基金交付金		6,629,714,000	6,604,377,274	6,604,377,274	0	0	△25,336,726
1 支払基金 交 付 金		6,629,714,000	6,604,377,274	6,604,377,274	0	0	△25,336,726
5 県支出金		3,174,787,000	3,219,106,139	3,219,106,139	0	0	44,319,139
1 県負担金		3,109,853,000	3,157,562,258	3,157,562,258	0	0	47,709,258
2 県補助金		64,934,000	61,543,881	61,543,881	0	0	△3,390,119
6 財産収入		2,101,000	2,100,800	2,100,800	0	0	△200
1 基金運用 収 入		2,101,000	2,100,800	2,100,800	0	0	△200
7 繰入金		3,732,550,000	3,624,299,005	3,624,299,005	0	0	△108,250,995
1 一般会計 繰入金		3,215,816,000	3,107,565,005	3,107,565,005	0	0	△108,250,995
2 基金繰入金		516,734,000	516,734,000	516,734,000	0	0	0
8 繰越金		202,524,000	202,523,010	202,523,010	0	0	△990
1 繰越金		202,524,000	202,523,010	202,523,010	0	0	△990

9 諸 収 入		3,000	5,786,239	5,786,239	0	0	5,783,239
	1 延滞金、 加算、 金 及び過料	1,000	171,000	171,000	0	0	170,100
	2 雑 入	2,000	5,615,139	5,615,139	0	0	5,613,139
歳 入 合 計		22,871,986,000	22,924,757,364	22,757,305,308	50,528,696	120,854,607	△114,680,692

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総 務 費		305,849,000	274,618,226	0	31,230,774	31,230,774
	1 総務管理費	305,849,000	274,618,226	0	31,230,774	31,230,774
2 保険給付費		21,916,192,000	21,752,003,048	0	164,188,952	164,188,952
	1 介護サービス 等 諸 費	19,598,264,000	19,475,733,844	0	122,530,156	122,530,156
	2 介護予防 サービス等諸費	886,045,000	873,649,363	0	12,395,637	12,395,637
	3 高額介護 サービス等費	474,103,000	453,174,991	0	20,928,009	20,928,009
	4 特定入所者 介護サービス 等 費	924,160,000	915,847,340	0	8,312,660	8,312,660
	5 その他諸費	33,620,000	33,597,510	0	22,490	22,490
3 財政安定化基金拠出金		0	0	0	0	0
	1 財政安定化 基金拠出金	0	0	0	0	0
4 地域支援事業費		370,151,000	342,376,599	0	27,774,401	27,774,401
	1 介護予防 事 業 費	121,187,000	98,523,996	0	22,663,004	22,663,004
	2 包括的支援 事業・任意 事 業 費	248,964,000	243,852,603	0	5,111,397	5,111,397
5 基金積立金		171,126,000	171,126,000	0	0	0
	1 基金積立金	171,126,000	171,126,000	0	0	0
6 公 債 費		2,000,000	276,363	0	1,723,637	1,723,637
	1 公 債 費	2,000,000	276,363	0	1,723,637	1,723,637
7 諸 支 出 金		56,668,000	54,371,239	0	2,296,761	2,296,761
	1 償還金及び 還付加算金	56,668,000	54,371,239	0	2,296,761	2,296,761
8 予 備 費		50,000,000	0	0	50,000,000	50,000,000



	1 予 備 費	50,000,000	0	0	50,000,000	50,000,000
歳 出 合 計		22,871,986,000	22,594,771,475	0	277,214,525	277,214,525

歳入歳出差引残額 162,533,833円

平成22年度後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	後期高齢者医療保険料	2,284,596,000	2,298,115,300	2,265,059,900	5,822,400	31,270,900	△19,536,100
	1 後期高齢者医療保険料	2,284,596,000	2,298,115,300	2,265,059,900	5,822,400	31,270,900	△19,536,100
2	使用料及び手数料	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 手 数 料	1,000	0	0	0	0	△1,000
3	繰入金	591,746,000	591,746,000	591,746,000	0	0	0
	1 一般会計繰入金	591,746,000	591,746,000	591,746,000	0	0	0
4	繰越金	1,000	56,231,873	56,231,873	0	0	56,230,873
	1 繰越金	1,000	56,231,873	56,231,873	0	0	56,230,873
5	諸収入	10,260,000	7,331,000	7,331,000	0	0	△2,929,000
	1 延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 償還金及び還付加算金	10,257,000	7,331,000	7,331,000	0	0	△2,926,000
	3 預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 雑 入	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳 入 合 計		2,886,604,000	2,953,424,173	2,920,368,773	5,822,400	31,270,900	33,764,773

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1	総務費	59,779,000	47,777,939	0	12,001,061	12,001,061
	1 総務管理費	22,188,000	18,985,492	0	3,202,508	3,202,508
	2 徴 収 費	37,591,000	28,792,447	0	8,798,553	8,798,553
2	後期高齢者医療広域連合納付金	2,806,368,000	2,789,055,168	0	17,312,832	17,312,832
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,806,368,000	2,789,055,168	0	17,312,832	17,312,832

3 公 債 費	200,000	22,417	0	177,583	177,583
1 公 債 費	200,000	22,417	0	177,583	177,583
4 諸 支 出 金	10,257,000	7,331,000	0	2,926,000	2,926,000
1 償還金及び 還付加算金	10,257,000	7,331,000	0	2,926,000	2,926,000
5 予 備 費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
1 予 備 費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
歳 出 合 計	2,886,604,000	2,844,186,524	0	42,417,476	42,417,476

歳入歳出差引残額 76,182,249円

秋田市告示第299号

平成23年12月20日の「平成23年11月秋田市議会定例会」において議決を経た予算および要領は、別紙のとおりである。

平成23年12月22日

秋田市長 穂 積 志

平成23年度秋田市一般会計補正予算（第7号）

平成23年度秋田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ476,355千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,882,231千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 23,122,023	千円 261,677	千円 23,383,700
	1 地方交付税	23,122,023	261,677	23,383,700
15 国庫支出金		20,917,816	16,055	20,933,871
	2 国庫補助金	5,588,225	16,055	5,604,280
16 県支出金		7,133,039	121,428	7,254,467
	2 県補助金	3,788,660	121,428	3,910,088
19 繰 入 金		3,344,794	41,595	3,386,389
	2 基金繰入金	3,246,839	41,595	3,288,434
22 市 債		14,947,400	35,600	14,983,000
	1 市債	14,947,400	35,600	14,983,000

歳 入 合 計	128,405,876	476,355	128,882,231
---------	-------------	---------	-------------

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 20,223,780	千円 36,500	千円 20,260,280
	1 総務管理費	18,018,500	36,500	18,055,000
3 民 生 費		41,157,353	202,584	41,359,937
	1 社会福祉費	17,865,224	67,981	17,933,205
	2 児童福祉費	14,073,416	134,603	14,208,019
4 衛 生 費		11,912,920	70,853	11,983,773
	1 環境衛生費	1,191,880	20,853	1,212,733
	2 保健所費	2,579,900	50,000	2,629,900
6 農林水産業費		2,252,278	5,932	2,258,210
	1 農業費	1,164,750	5,932	1,170,682
8 土 木 費		14,386,259	53,206	14,439,465
	3 河川費	137,675	6,878	144,553
	4 港湾費	152,205	8,640	160,845
	5 都市計画費	4,597,480	37,688	4,635,168
9 消 防 費		3,701,359	81,080	3,782,439
	1 消防費	3,701,359	81,080	3,782,439
11 災害復旧費		119,723	26,200	145,923
	1 農林水産施設災害復旧費	50,606	26,200	76,806
歳 出 合 計		128,405,876	476,355	128,882,231

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総務管理費	中通一丁目地区市街地再開発事業	4,902,250
		中心市街地にぎわい創出事業	28,176
		南部市民サービスセンター（仮称） 建設準備経費	4,000

3 民 生 費	2 児童福祉費	児童福祉施設整備費補助金	124,783
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	50,000
		歩道消融雪設備整備事業（雪みち計画）	121,700
		道路改良事業	26,200
		側溝改良事業	178,000
		幹線道路整備事業	8,400
		道路橋長寿命化修繕計画策定事業	3,500
	交通安全施設等整備事業	15,000	
	3 河川費	河川改修事業	12,800
	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	342,430
9 消 防 費	1 消防費	津波警報サイレン整備事業	33,200
10 教 育 費	2 小学校費	岩見三内小学校増改築等事業	94,942
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	林業施設災害復旧事業	26,200
	2 公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	28,000

第3表 債務負担行為補正  
(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
外 部 監 査 実 施 経 費	平成23年度～平成24年度	10,418
基 幹 業 務 シ ス テ ム 改 修 経 費	平成23年度～平成24年度	10,761
町 内 防 犯 灯 L E D 化 事 業	平成23年度～平成26年度	580,000
後 期 高 齢 者 健 康 診 査 事 業 委 託 経 費 等	平成23年度～平成24年度	3,174
老 人 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	平成23年度～平成24年度	13,197
子 ど も 広 場 運 営 事 業	平成23年度～平成24年度	19,605
家 庭 系 ご み 処 理 手 数 料 収 納 業 務 委 託 経 費	平成23年度～平成25年度	26,584
家 庭 系 ご み 指 定 袋 管 理 シ ス テ ム 等 借 上 経 費	平成23年度～平成24年度	1,155
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平成23年度設定文書法制課分)	平成23年度～平成24年度	1,986
同 (平成23年度設定防災安全対策課分)	平成23年度～平成24年度	775

同 上 (平成23年度設定契約課分)	平成23年度～平成24年度	4,700
同 上 (平成23年度設定管財課分)	平成23年度～平成24年度	113,936
同 上 (平成23年度設定公共施設監査保全室分)	平成23年度～平成24年度	5,755
同 上 (平成23年度設定企画調整課分)	平成23年度～平成24年度	26,126
同 上 (平成23年度設定財政課分)	平成23年度～平成24年度	3,780
同 上 (平成23年度設定情報統計課分)	平成23年度～平成24年度	123,258
同 上 (平成23年度設定市民税課分)	平成23年度～平成24年度	11,546
同 上 (平成23年度設定東京事務所分)	平成23年度～平成24年度	12,645
同 上 (平成23年度設定生活総務課分)	平成23年度～平成24年度	69,717
同 上 (平成23年度設定市民課分)	平成23年度～平成24年度	11,745
同 上 (平成23年度設定国保年金課分)	平成23年度～平成24年度	668
同 上 (平成23年度設定西部市民サービスセンター分)	平成23年度～平成24年度	21,452
同 上 (平成23年度設定北部市民サービスセンター分)	平成23年度～平成24年度	48,498
同 上 (平成23年度設定河辺市民サービスセンター分)	平成23年度～平成24年度	17,705
同 上 (平成23年度設定雄和市民サービスセンター分)	平成23年度～平成24年度	16,397
同 上 (平成23年度設定市民相談センター分)	平成23年度～平成24年度	1,622
同 上 (平成23年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	平成23年度～平成24年度	120,341
同 上 (平成23年度設定福祉総務課分)	平成23年度～平成24年度	122,021
同 上 (平成23年度設定食肉衛生検査所分)	平成23年度～平成24年度	3,650
同 上 (平成23年度設定保健総務課分)	平成23年度～平成24年度	36,434
同 上 (平成23年度設定子ども総務課分)	平成23年度～平成24年度	12,057
同 上 (平成23年度設定環境総務課分)	平成23年度～平成24年度	1,944,240
同 上 (平成23年度設定商工労働課分)	平成23年度～平成24年度	209,874
同 上 (平成23年度設定観光物産課分)	平成23年度～平成24年度	136,377
同 上 (平成23年度設定農林総務課分)	平成23年度～平成24年度	3,130
同 上 (平成23年度設定建設総務課分)	平成23年度～平成24年度	485,177
同 上 (平成23年度設定都市総務課分)	平成23年度～平成24年度	221,052

同 上 (平成23年度設定美短事務局管理課分)	平成23年度～平成24年度	44,367
同 上 (平成23年度設定会計課分)	平成23年度～平成24年度	121
同 上 (平成23年度設定議会事務局分)	平成23年度～平成24年度	2,636
同 上 (平成23年度設定選挙管理委員会事務局分)	平成23年度～平成24年度	114
同 上 (平成23年度設定教育委員会総務課分)	平成23年度～平成24年度	168,397
同 上 (平成23年度設定学事課分)	平成23年度～平成24年度	172,754
同 上 (平成23年度設定教育研究所分)	平成23年度～平成24年度	18,197
同 上 (平成23年度設定文化振興室分)	平成23年度～平成24年度	3,215
同 上 (平成23年度設定スポーツ振興課分)	平成23年度～平成24年度	140,469
同 上 (平成23年度設定生涯学習室分)	平成23年度～平成24年度	20
同 上 (平成23年度設定中央公民館分)	平成23年度～平成24年度	565
同 上 (平成23年度設定東部公民館分)	平成23年度～平成24年度	185
同 上 (平成23年度設定南部公民館分)	平成23年度～平成24年度	150
同 上 (平成23年度設定北部公民館分)	平成23年度～平成24年度	154
同 上 (平成23年度設定太平山自然学習センター分)	平成23年度～平成24年度	31,959
同 上 (平成23年度設定自然科学学習館分)	平成23年度～平成24年度	8,584
同 上 (平成23年度設定中央図書館明德館分)	平成23年度～平成24年度	15,452
同 上 (平成23年度設定土崎図書館分)	平成23年度～平成24年度	4,561
同 上 (平成23年度設定新屋図書館分)	平成23年度～平成24年度	4,299
同 上 (平成23年度設定雄和図書館分)	平成23年度～平成24年度	367
同 上 (平成23年度設定千秋美術館分)	平成23年度～平成24年度	76,332
同 上 (平成23年度設定赤れんが郷土館分)	平成23年度～平成24年度	6,132
同 上 (平成23年度設定民俗芸能伝承館分)	平成23年度～平成24年度	4,936
同 上 (平成23年度設定佐竹史料館分)	平成23年度～平成24年度	4,823
同 上 (平成23年度設定文化会館分)	平成23年度～平成24年度	95,267
同 上 (平成23年度設定商業高校分)	平成23年度～平成24年度	5,338
同 上 (平成23年度設定御所野学院高校分)	平成23年度～平成24年度	16,078

同 上 (平成23年度設定消防本部総務課分)	平成23年度～平成24年度	65,692
---------------------------	---------------	--------

第4表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	3,510,700	3,800	3,514,500			
消 防 費	299,500	24,900	324,400			
農林水産施設災害復旧費	8,400	6,900	15,300			
計	14,947,400	35,600	14,983,000			

平成23年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）  
平成23年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、

「第1表 繰越明許費」による。  
(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	442,400
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	26,500

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成23年度設定)	平成23年度～平成24年度	15,081

平成23年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）  
平成23年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成23年度設定)	平成23年度～平成24年度	735

平成23年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）  
平成23年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成23年度設定)	平成23年度～平成24年度	15,250

平成23年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）  
 平成23年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
 （債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 （平成23年度設定）	平成23年度～平成24年度	7,000

平成23年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）  
 平成23年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
 （歳入歳出予算の補正）

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
 （債務負担行為）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,019千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,032,065千円とする。

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 繰入金		千円 1,985,531	千円 5,019	千円 1,990,550
	1 一般会計繰入金	1,985,531	5,019	1,990,550
歳 入 合 計		32,027,046	5,019	32,032,065

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 170,887	千円 5,019	千円 175,906
	2 徴税费	95,284	5,019	100,303
歳 出 合 計		32,027,046	5,019	32,032,065

第2表 債務負担行為

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 （平成23年度設定）	平成23年度～平成24年度	169,971

平成23年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）  
 平成23年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
 （歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算補正」による。  
 （債務負担行為）  
 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,473千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,440,280千円とする。  
 2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表



第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰 入 金		千円 4,156,826	千円 21,473	千円 4,178,299
	1 一般会計繰入金	3,397,916	21,473	3,419,389
歳 入 合 計		24,418,807	21,473	24,440,280

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 326,172	千円 21,473	千円 347,645
	1 総務管理費	326,172	21,473	347,645
歳 出 合 計		24,418,807	21,473	24,440,280

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	平成23年度～平成24年度	8,522
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成23年度設定福祉総務課分)	平成23年度～平成24年度	34,046

平成23年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算(第1号)  
平成23年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)  
は、次に定めるところによる。  
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成23年度設定)	平成23年度～平成24年度	12,575

平成23年度秋田市病院事業会計補正予算(第2号)  
(総則)

第1条 平成23年度秋田市病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成23年度秋田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成23年度から 24年度まで	594,704千円

平成23年度秋田市水道事業会計補正予算(第1号)  
(総則)

第1条 平成23年度秋田市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成23年度秋田市水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成23年度から 24年度まで	785,007千円
配水管整備事業	平成23年度から 24年度まで	394,000千円

豊岩浄水場  
非常用発電機整備  
実施設計業務委託

平成23年度から  
24年度まで

5,200千円

平成23年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）  
（総則）

第1条 平成23年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第1号）  
は、次に定めるところによる。  
（債務負担行為）

第2条 平成23年度秋田市下水道事業会計予算第5条に次の事項、  
期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成23年度から 24年度まで	465,303千円

管渠建設事業	平成23年度から 24年度まで	15,000千円
--------	--------------------	----------

平成23年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）  
（総則）

第1条 平成23年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第  
1号）は、次に定めるところによる。  
（債務負担行為）

第2条 平成23年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次  
の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成23年度から 24年度まで	80,728千円

秋田市告示第300号

秋田市老人福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したの  
で、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例  
（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成23年12月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市老人福祉センター
- 2 指定管理者 秋田市八橋南一丁目8番2号  
社会福祉法人秋田市社会福祉協議会  
会長 野口 良孝
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

秋田市告示第301号

秋田市老人いこいの家の指定管理者を次のとおり指定したので、  
秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例  
（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成23年12月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市老人いこいの家
- 2 指定管理者 秋田市八橋南一丁目8番2号  
社会福祉法人秋田市社会福祉協議会  
会長 野口 良孝
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

秋田市告示第302号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例

第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放  
置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自  
転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項  
の規定により告示する。

平成23年12月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車  
等放置規制区域 8台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車  
等放置規制区域 10台
    - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車  
等放置規制区域 3台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成23年11月1日から同月25日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで
    - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車  
場内）秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成24年1月9日から同年7月9日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還  
申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の  
利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用  
者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問合せ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課 電話866-2035  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第303号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達がで  
きなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2  
第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、企画財政部納税課に保管し、送達を  
受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年12月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成22年度市税督促状  
平成23年度市税督促状

秋田市告示第304号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、  
市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告  
示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧

に供する。  
平成23年12月27日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2810	女米木戸賀沢線	雄和女米木字川崎29番2地先	
		雄和戸賀沢字金山沢12番2地先	
10305	榎山登町7号線	榎山登町234番203地先	
		榎山登町234番197地先	
20964	釣瓶町14号線	広面字釣瓶町12番4地先	
		広面字釣瓶町13番3地先	

2 縦覧期間

平成23年12月27日から平成24年1月16日まで

規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。  
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月27日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第305号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	路線名	起 点	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	女米木戸賀沢線	雄和女米木字川崎29番2地先	2,724.80	5.00 ～ 12.30
		雄和戸賀沢字金山沢12番2地先		
市道	榎山登町7号線	榎山登町234番203地先	92.50	6.00
		榎山登町234番197地先		

2 区域決定および供用開始の期日

平成23年12月27日

指定番号	住 所	名 称
402	秋田市旭北錦町4番70号	ローソン秋田旭北錦町店

3 縦覧期間

平成23年12月27日から平成24年1月16日まで

秋田市告示第308号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第306号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成23年12月27日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第165号	なでしこ薬局	秋田市山王新町19番30号	平成24年 1月1日

指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ショートステイ いちご	秋田市牛島東七丁目8番37号	平成23年 11月1日
ショートステイ ひろおもて	秋田市広面字樋の下1番地	平成23年 11月7日
小規模多機能型居宅介護えがお	秋田市雄和田草川字山崎103番地2	平成23年 11月1日

秋田市告示第307号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成23年12月27日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

秋田市告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支

援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり変更したの

で、同法第55条の2の規定により告示する。  
平成23年12月27日  
秋田市長 穂 積 志

変更

名 称	変更事項（所在地・名称）		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
太平荘訪問看護ステーション	秋田市太平八田字藤の崎231番地3 老人訪問看護ステーション太平荘	秋田市柳田字川崎138番地 太平荘訪問看護ステーション	平成23年10月1日

秋田市告示第310号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年12月28日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市檜山川口境22番12号 秋田至仁会	菅 原 貞
秋田市川尻新川町1番1号	東 征志郎

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます（行政事件訴訟法第8条）。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第311号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年12月28日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市山王六丁目8番18号 コーポみたね304号	山 田 祥 子
秋田市山王中島町16番45号 レジデンス山手102号	千 葉 瞳
秋田市保戸野鉄砲町9番48号	樋 口 幹 夫
秋田市広面字広面117番地 アーバンティアー広面102	橋 本 大 作
秋田市大町四丁目4番39号 NKハイツ301号	舩 井 正 勝
秋田市広面字堤敷50番地5 三吉コーポ203	熊 坂 勇 治

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます（行政事件訴訟法第8条）。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第312号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年12月28日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市大住二丁目19番4号 4-204号	佐々木 洋子

(教示)

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます（行政事件訴訟法第8条）。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第313号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年12月28日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市手形山崎町3番19号 上海方	那 須 稔 幸
秋田市東通館ノ越13番14号	山 縣 芳 春
秋田市広面字釣瓶町12番地1	佐々木 修 二
秋田市下北手柳館字前田118番地1	進 藤 勉
秋田市榎山佐竹町1番23号 加藤アパート12号	佐 藤 廣 行
秋田市広面字川崎140番地12	佐 藤 政 則

秋田市御野場八丁目6番6号	鈴 木 友 和
秋田市榎山城南町3番1-5号	加 藤 伸
秋田市山王一丁目7番17号 石川ビル301	阿 部 実

(教示)

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます（行政事件訴訟法第8条）。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第314号

秋田市公設地方卸売市場の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成23年12月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市公設地方卸売市場
- 2 指定管理者 秋田市外旭川字待合28番地  
あきた市場マネジメント株式会社  
代表取締役 石 黒 功 一
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

教 委 告 示

秋田市教委告示第15号

平成23年12月22日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成23年12月19日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

## 選 管 告 示

### 秋市選管告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成23年12月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 1 50分の1の数 5,349人
- 2 3分の1の数 89,143人

### 秋市選管告示第72号

秋田市選挙管理委員および補充員に異動があったので、秋田市選挙管理委員会規程（昭和37年選管告示第6号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年12月26日

秋田市選挙管理委員会

- 1 委員 新 秋田市山王二丁目3番10-1301号 古谷 薫  
秋田市大住三丁目3番43号 菅原弘夫  
秋田市新屋豊町10番30号 塚田 勇  
秋田市新屋豊町3番14-405号 西丸 功  
旧 秋田市將軍野東三丁目4番34号 工藤任国  
秋田市山王二丁目3番10-1031号 古谷 薫  
秋田市広面字長沼7番地29 大友武夫  
秋田市榎山石塚町4番15号 金持 巽
- 2 補充員 新 秋田市將軍野東三丁目4番34号 工藤任国  
秋田市広面字長沼7番地29 大友武夫  
秋田市土崎港中央二丁目5番2号 山陰有一  
秋田市保戸野すわ町10番36号 高橋健一  
旧 秋田市仁井田二ツ屋一丁目11番37号 齊藤弘子  
秋田市八橋イサノ一丁目18番17号 大塚隆一  
秋田市川元開和町13番17号 浮嶋正勝

### 秋市選管告示第73号

秋田市選挙管理委員会規程（昭和37年選管告示第6号）第2条第3項の規定に基づき、秋田市選挙管理委員会の委員長選挙において当選した者の住所および氏名を、次のとおり告示する。

平成23年12月26日

秋田市選挙管理委員会

秋田市大住三丁目3番43号 菅 原 弘 夫

## 農 委 告 示

### 秋田市農委告示第18号

平成23年12月16日午後3時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成23年12月9日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（12件）
- 2 農用地利用集積計画（平成23年度第7号）に関する件
- 3 非農地証明申請に関する件（1件）
- 4 競（公）売等適格証明申請に関する件（2件）

## 上下水道局告示

### 秋田市上下水道局告示第43号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成23年12月8日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
株式会社 本郷建設工務所	伊藤 弘義	秋田市千秋矢留町7番29号

- 2 廃止年月日

平成23年10月31日

### 秋田市上下水道局告示第44号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成23年12月8日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
秋田舗道 株式会社	本郷 真	秋田市新屋天秤野1番5号

- 2 指定年月日

平成23年12月7日

### 秋田市上下水道局告示第45号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成23年12月27日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 1 指定給水装置工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
有限会社 巧設工業	伊藤 博行	秋田市四ツ小屋字下川原132番地

- 2 廃止年月日

平成23年12月20日

## 秋田市上下水道局告示第46号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成23年12月27日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

## 1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社 巧設工業	伊藤 博行	秋田市四ツ小屋字下川原132番地

## 2 廃止年月日

平成23年12月20日

## 公 告

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年12月5日

秋田市長 穂 積 志

## 1 入札に付する事項

## (1) 修繕名および履行場所

修繕名	修繕場所
秋田市立保戸野小学校ほか14校 保健室エアコン設置修繕	秋田市保戸野すわ町9番 60号ほか
秋田市立土崎小学校ほか14校 保健室エアコン設置修繕	秋田市土崎港中央三丁目 1番78号ほか
秋田市立牛島小学校ほか15校 保健室エアコン設置修繕	秋田市牛島東六丁目6番 1号ほか
秋田市立日新小学校ほか15校 保健室エアコン設置修繕	秋田市新屋栗田町24番1 号ほか

(2) 履行期間 契約日から平成24年3月23日まで

(3) 修繕内容 設計書および仕様書を参照すること。

## (4) 入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

ウ 本市の建設業者等級格付名簿において、電気工事に等級格付されていること。

## 2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成23年12月20日(火) 午前9時30分

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号  
山王21ビル4階 教育委員会室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約日 平成23年12月21日(水)

## (5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

## 3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年12月14日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年12月5日(月)から同月14日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課施設担当

ウ 申込用紙 秋田市ホームページから入手のこと。

## 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成23年12月16日(金)に行う。

## 5 設計書および仕様書の入手に関する事項

(1) 配布期間 平成23年12月5日(月)から同月14日(水)まで

(2) 配布場所 秋田市ホームページから入手すること。

## 6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市教育委員会総務課施設担当  
電話 018-826-9024

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定により準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成23年12月8日

秋田市長 穂 積 志

## 1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画道路 3・4・45号上北手雄和線

## 2 位置および区域

秋田市御所野地蔵田三丁目、御所野湯本六丁目、四ツ小屋末戸松本字地蔵田、字坂ノ上、字柳田、字向田、字島田、字古川敷および雄和田草川字高野地内

## 3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課  
 4 縦覧期間  
 平成23年12月8日から同月22日まで

**秋田市公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定により準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成23年12月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称  
秋田都市計画秋田市公共下水道（秋田地域）
- 2 都市計画を変更しようとする区域  
秋田市下浜羽川字横長根、字水垂および添川字地ノ内地内
- 3 縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成23年12月14日から同月28日まで

**秋田市公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定により準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成23年12月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称  
河辺都市計画秋田市公共下水道（河辺地域）
- 2 都市計画を変更しようとする区域  
秋田市河辺和田字式田、字宮崎、字高屋敷、河辺大張野字水口沢、河辺神内字坂ノ下、字鶴巻、字一本柳、字太田面および字神内地内
- 3 縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成23年12月14日から同月28日まで

**秋田市公告**

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成23年12月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公売財産の内容
  - (1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
  - (2) 公売保証金 3,400,000円
  - (3) 見 積 価 額 34,000,000円
- 2 公売日時

- (1) 参加申込期間  
平成24年1月6日(金)午後1時から同月20日(金)午後11時まで
- (2) 入札期間  
平成24年1月27日(金)午後1時から同年2月3日(金)午後1時まで
- (3) 開札  
平成24年2月3日(金)午後1時
- 3 公売場所  
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ  
(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)
- 4 公売方法  
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 5 売却決定日時  
平成24年2月10日(金)午前10時
- 6 売却決定場所  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市企画財政部特別滞納整理課
- 7 買受代金納付期限  
平成24年2月10日(金) 午後2時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件  
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出  
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期  
買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期  
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 権利移転に伴う費用  
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。
- 13 消費税等の取扱い  
土地付建物は、「非課税財産」と「課税財産」が混在する「混在財産」のため、見積価格に既に消費税相当額を含んでいる。
- 14 公売保証金  
入札に当たり、1の(2)の公売保証金の納付が必要となる。
- 15 その他
  - (1) 公売財産に入札しようとする者（以下「入札者」という。）は、参加申込期間に所定の入札参加申込手続が必要である。
  - (2) 入札は、入札期間中に1回のみ可能である。なお、一度行った入札については、入札者の都合による取消しおよび変更はできない。
  - (3) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
  - (4) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
  - (5) 落札者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金は市に帰属する。
  - (6) 公売財産の土地の一部は駐車場として使用されているが、その賃貸借等の詳細については、不明である。
  - (7) 公売財産の建物については、建築時期（昭和43年）、構造（鉄筋コンクリート）および用途（事務所）から吹付アスベスト等が使用されている可能性があり、アスベストの使用の詳細については、不明である。



(8) 公売財産内の動産類を撤去する場合および賃借人に対し明渡しを求める場合は、買受人が行うものとする。

秋田市公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、秋田県知事から送付を受けた、中通一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書を、同条第4項の規定により公衆の縦覧に供するので、同法施行令（昭和44年政令第232号）第2条の2の規定により、次のとおり公告する。

平成23年12月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧期間 平成23年12月20日から都市再開発法第45条第6項又は同法第100条の公告の日まで
2 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部まちづくり整備室
3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
（土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日までの期間を除く。）

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成23年11月9日付け秋田市指令第4007号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年12月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市山王六丁目16番19号
株式会社三愛土地建物 代表取締役 大島 昌良
2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市寺内蛭根一丁目40番4の内、40番26の内および40番30

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年12月22日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

Table with 2 columns: 接種を行う医師, 予防接種を行う主たる場所. Rows include 菅原純哉 (稲庭クリニック) and 舘岡正子 (秋田市南通亀の町2番21号).

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成23年度第7号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成23年12月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課
2 縦覧期間 平成23年12月26日から平成24年1月19日まで。た

だし、土曜日、日曜日および国民の祝日ならびに平成23年12月29日から平成24年1月3日までを除く。

- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項および第47条の4第1項の規定により、秋田県収用委員会から裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの送付を受けたので、法第42条第2項および第47条の4第2項の規定において準用する法第42条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、法第43条および第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、土地所有者および関係人は縦覧期間中に、また、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでに、秋田県収用委員会（秋田県庁内）に意見書を提出することができる。

平成23年12月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 起業者の名称 日本赤十字社
2 事業の種類 秋田赤十字病院ドクターヘリ導入に関連する駐車場拡張事業
3 裁決申請年月日 平成23年12月5日
4 収用（使用）しようとする土地の所在、地番および地目

Table with 3 columns: 所在, 地番, 地目. Lists land parcels in Aomori Prefecture with details like '174番 畑' and '175番 休耕地'.

- 5 縦覧期間 公告の日から平成24年1月16日まで
6 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
7 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市建設部建設総務課

秋田市公告

次のとおり土崎消防署本署改築電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成23年12月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
(1) 本工事は共同企業体による工事である。
(2) 工事番号 他工 第43号
(3) 工事名 土崎消防署本署改築電気設備工事
(4) 工事場所 秋田市土崎港西四丁目2番10号
(5) 工事概要
受変電設備工事 発電設備工事
幹線設備工事 動力設備工事
電灯設備工事 非常用照明設備工事
コンセント設備工事 換気用配線設備工事
冷暖房用配線設備工事 署内放送設備工事
防災放送設備工事 指令放送用配管設備工事
電話設備工事 情報設備工事
監視設備工事 電気時計設備工事

呼出設備工事 テレビ共同受信設備工事  
映像・音響設備工事 自動火災報知設備工事  
雷保護設備工事

- (6) 工 事 期 限 平成25年4月26日(金)  
(7) 予 定 価 格 120,670,000円(消費税別)  
(8) 開 札 予 定期日 平成24年2月1日(水)  
(9) 契 約 予 定期日 平成24年2月7日(火)  
(10) 注 意 事 項

- ア この入札は電子入札により執行する。  
イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。  
ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。  
エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。  
カ 各年度における請負代金の支払限度額および出来高予定額は次のとおりとする。
- |        |        |           |
|--------|--------|-----------|
| 平成23年度 | 支払限度額  | 0円        |
|        | 出来高予定額 | 0円        |
| 平成24年度 | 支払限度額  | 出来高予定額と同額 |
|        | 出来高予定額 | 請負代金の90%  |
| 平成25年度 | 支払限度額  | 残額        |
|        | 出来高予定額 | 残額        |

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

### (1) 共同企業体に関する事項

- ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。  
イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

### (2) 共同企業体の構成員に関する事項

#### 代表者要件

- ア 公告日時において、秋田市の電気工事A級に等級格付されていること。  
イ 電気工事業における特定建設業の許可を有すること。  
ウ 電気工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。  
エ 電気工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。  
オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

#### 代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において、秋田市の電気工事A級に等級格付されていること。  
イ 電気工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。  
ウ 電気工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。  
エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資

格停止期間中の者でないこと。

## 3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成24年1月16日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式1)  
イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2)の写し  
ウ 施工実績調書(電気工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと(様式3。))  
エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと(様式4。))  
オ 誓約書(様式5)  
(2) 申請書等の提出  
申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。  
(3) 申請書等の受付  
申請書等は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成23年12月27日(火)から平成24年1月16日(月)までの土曜日、日曜日および祝日ならびに12月29日(木)から1月3日(月)までを除く毎日、午前9時から午後4時まで  
イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当  
ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

## 4 指名に関する事項

- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。  
(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。  
(3) 指名通知および選定結果通知については、平成24年1月24日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。  
(4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成24年1月24日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成24年2月2日(木)午後5時までに返却すること。

## 5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。  
(2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部  
秋田市山王一丁目2番35号  
(市役所山王別館1階)  
電 話 018-863-2581  
F A X 018-863-6556  
(3) 販売期間 平成23年12月27日(火)から平成24年1月25日(水)までの販売店の営業時間内  
(4) 設計図書の販売価格 1式 38,380円(設計書 1,180円、図面 37,200円)(税込み)(CD-ROM 有(1枚 1,000円))  
(5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)

により、平成24年1月25日(水)までにFAXで販売店へ申し込むこと。

- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である(無料)。
- (8) 閲覧期間 平成23年12月27日(火)から平成24年1月31日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。

#### 6 その他

- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問合せ先  
秋田市総務部契約課工事契約担当  
電話 018-866-2165

#### 秋田市公告

次のとおり土崎消防署本署改築空調設備工事に係る特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成23年12月27日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 他工 第49号
- (3) 工 事 名 土崎消防署本署改築空調設備工事
- (4) 工 事 場 所 秋田市土崎港西四丁目2番10号
- (5) 工 事 概 要 本署空調設備工事  
空調設備  
換気設備  
訓練棟空調設備工事  
空調設備  
換気設備
- (6) 工 事 期 限 平成25年4月26日(金)
- (7) 予 定 価 格 118,860,000円(消費税別)
- (8) 開 札 予 定期日 平成24年2月1日(水)
- (9) 契 約 予 定期日 平成24年2月7日(火)
- (10) 注 意 事 項

- ア この入札は電子入札により執行する。
- イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
- エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

カ 各年度における請負代金の支払限度額および出来高予定額は次のとおりとする。

平成23年度	支払限度額	0円	出来高予定額	0円
平成24年度	支払限度額	出来高予定額と同額	出来高予定額	請負代金の90%
平成25年度	支払限度額	残額	出来高予定額	残額

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

##### (1) 共同企業体に関する事項

- ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。
- イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

##### (2) 共同企業体の構成員に関する事項

###### 代表者要件

- ア 公告日時において、秋田市の管工事A級に等級格付されていること。
- イ 管工事業における特定建設業の許可を有すること。
- ウ 管工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- エ 管工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

###### 代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において、秋田市の管工事A級に等級格付されていること。
- イ 管工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- ウ 管工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

#### 3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成24年1月16日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式1)
- イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2)の写し
- ウ 施工実績調書(管工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと(様式3)。)
- エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと(様式4)。)
- オ 誓約書(様式5)
- (2) 申請書等の提出  
申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成23年12月27日(火)から平成24年1月16日(月)までの土曜日、日曜日および祝日ならびに12月29日(火)から1月3日(火)までを除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当
- ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

#### 4 指名に関する事項

- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成24年1月24日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあった e-mail アドレスに対して通知する。
- (4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成24年1月24日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成24年2月2日(休)午後5時までに返却すること。

#### 5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部  
秋田市山王一丁目2番35号  
(市役所山王別館1階)  
電 話 018-863-2581  
F A X 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成23年12月27日(火)から平成24年1月25日(木)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 16,980円(設計書 780円、図面 16,200円)(税込み)(CD-ROM 有(1枚 1,000円))
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成24年1月25日(木)までにF A Xで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である(無料)。
- (8) 閲覧期間 平成23年12月27日(火)から平成24年1月31日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。

#### 6 その他

- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問合せ先

秋田市総務部契約課工事契約担当  
電話 018-866-2165

#### 秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場のうち、別紙に記載の自転車等駐車場内に長時間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成23年12月27日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数 (134台)

追分駅前自転車等駐車場 43台  
追分駅東自転車等駐車場 3台  
上飯島駅自転車等駐車場 2台  
土崎駅前自転車等駐車場 13台  
土崎図書館前自転車等駐車場 10台  
土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 13台  
新屋駅前自転車等駐車場 14台  
アトリオン広場地下自転車等駐車場 1台  
秋田駅西地下自転車等駐車場 1台  
秋田駅東自転車等駐車場 9台  
四ツ小屋駅前自転車等駐車場 3台  
牛島駅西自転車等駐車場 3台  
牛島駅東自転車等駐車場 19台

#### (2) 撤去し、保管した年月日

平成23年12月15日から同月16日まで

#### (3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前9時から午後5時まで  
イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

#### (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成24年1月10日から同年7月10日まで  
(ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く)

#### 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

#### 3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

#### 4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課  
電話 018-866-2035

## 上下水道局公告

#### 秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年12月2日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第36号 手形山送水管伸縮継 手補強修繕	秋田市横森二丁 目地内	平成24年3月23日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市総務部契約課に水道施設工事で登録していること。 ② 水道管（φ800以上）の漏水防止金具の取付実績があること。  (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年12月14日(水) 午前10時20分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年12月19日(月)
- 注 意 事 項
  - (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - (2) 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
  - (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年12月13日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式1（省略））。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出  
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付

- 申請書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成23年12月2日(金)から同月13日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年12月2日(金)から同月13日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成23年12月14日(水)から同月15日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））
- イ 施工実績調書（別記様式4（省略））および契約書等の写し
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式5（省略））および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年12月2日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第37号 牛島汚水中継ポンプ場電源切替開閉器交換修繕	秋田市牛島南一丁目5番11号	平成24年2月15日	電気工事A級  (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年12月14日(水) 午前10時40分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年12月19日(月)
- 注 意 事 項
  - (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - (2) 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
  - (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年12月13日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式1（省略）））を提出すること。
- (2) 申請書の提出

申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付

申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成23年12月2日(金)から同月13日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年12月2日(金)から同月13日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成23年12月14日(水)から同月15日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
  - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））
  - イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式5（省略））および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年12月2日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第38号 直流電源装置蓄電池交換修繕	豊岩浄水場内（秋田市 豊岩豊巻字上野164番 地）	平成24年3月16日	電気工事A級  (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年12月14日(水) 午前11時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年12月19日(月)
- 注 意 事 項
  - (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - (2) 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
  - (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年12月13日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式1（省略）））を提出すること。
- (2) 申請書の提出

申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付

申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成23年12月2日(金)から同月13日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年12月2日(金)から同月13日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成23年12月14日(水)から同月15日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
  - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））
  - イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式5（省略））および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年12月2日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第103号 テレビ共同受信設 備撤去業務委託	秋田市榎山登町地内	平成24年3月16日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 電気通信工事A級 ② 第1級CATV技術者の資格者を本業務に配置できること。  (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気通信工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気通信工事A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること（第1級CATV技術者と兼務可）。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年12月14日(水) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年12月19日(月)
- 注 意 事 項
  - (1) 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。
  - (2) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - (3) 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (4) 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札

候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

(5) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年12月13日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式1（省略））。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出  
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付  
申請書は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成23年12月2日(金)から同月13日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係  
ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年12月2日(金)から同月13日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成23年12月14日(水)から同月15日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。  
ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））  
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式5（省略））および資格者証の写し（主任技術者と第1級CATV技術者が兼務しない場合は2名分提出すること。）
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係



電話 018-823-8434

## 秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

平成23年12月9日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

## 1 入札に付する事項

入札に付する物件は、次のとおりである。

物品 番号	物 件 名	納品場所	納入期限	入札参加 要 件
第16号	鉄管探知器購入	秋田市上下水道局	平成24年 2月20日	3に記載

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年12月26日(月) 午後1時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契約予定日 平成23年12月28日(水)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
  - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

## 3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 東北地方に本社、支店、営業所等を有する者であること。
- (2) 過去に地方自治体、民間企業等に対し鉄管探知器の納入実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
- (7) 会社更正法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

## 4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年12月20日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過

去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者(総務部契約課)

(ア) 入札参加申込書(様式1)

(イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し

イ 秋田市登録業者(総務部契約課)ではない者

(ア) 入札参加申込書(様式1)

(イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し

(ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。)

(エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

## (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年12月9日(金)から同月20日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成23年12月9日(金)から同月22日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

## 6 入札参加資格証の交付に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成23年12月22日(水)に一般競争入札参加資格証を交付する。

## 7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

## 秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年12月9日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第39号 豊岩浄水場ろ過池コンプレッサー 交換修繕	秋田市豊岩豊巻字上野 164番地	平成24年3月16日	機械器具設置工事A級  (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年12月21日(水) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年12月27日(火)
- 注 意 事 項
  - (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - (2) 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
  - (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年12月20日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式1（省略）））を提出すること。
- (2) 申請書の提出

申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付

申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成23年12月9日(金)から同月20日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年12月9日(金)から同月20日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成23年12月21日(水)から同月22日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
  - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））
  - イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式5（省略））および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年12月9日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第40号 御所野配水場気中開閉器交換修繕	御所野配水場（秋田市御所野下堤地内）	平成24年3月23日	電気工事A級  (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年12月21日(水) 午前10時20分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年12月27日(火)
- 注 意 事 項
  - (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - (2) 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
  - (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年12月20日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式1（省略）））を提出すること。
- (2) 申請書の提出

申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付

申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成23年12月9日(金)から同月20日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年12月9日(金)から同月20日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成23年12月21日(水)から同月22日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
  - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））
  - イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式5（省略））および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年12月22日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

## 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	履行期間
第17号	秋田市型マンホール蓋（枠付き）購入 その2	秋田市榎山登町12番43号（秋田市下水道川口汚水 中継ポンプ場内指定場所）	平成24年2月29日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。  
 イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。  
 ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。  
 エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

## 2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成24年1月12日(木) 午前10時  
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）  
 入札保証金 免除  
 契約予定日 平成24年1月17日(火)  
 注意事項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。  
 (2) 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 (3) 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。  
 (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

## 3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年1月11日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式1（省略）））を提出すること。  
 (2) 申請書の提出  
 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。  
 (3) 申請書の受付  
 申請書は、次のとおり受け付ける。  
 ア 受付期間 平成23年12月22日(木)から平成24年1月11日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係  
 ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
 上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

## 4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年12月22日(木)から平成24年1月11日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。  
 (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係  
 (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

## 5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年1月12日(木)から同月13日(金)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。  
 ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））  
 (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。  
 (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載

## 6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。  
 (2) 提出された申請書は、返却しない。  
 (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
 秋田市上下水道局総務課管財係  
 電話 018-823-8434